

受給者だより

Vol.32

CONTENTS

発行／東日本硝子業厚生年金基金

平成19年5月

事業状況	平成19年度予算等のお知らせ……………1
	平成19年3月末現在の事業状況 ……3
年金受給コーナー	現況届の提出／住所・受取機関の変更／ 失業給付受給中の方へ／在職中65歳になったら……………4
お知らせ	年金受給者の手続き……………5
解説	国の年金制度改正と基金の対応……………6

平成19年度予算等のお知らせ

当基金の平成19年度の予算等が、去る2月19日に開催された第88回代議員会において慎重に審議された結果、全会一致で議決・承認されましたのでご報告いたします。

年金経理

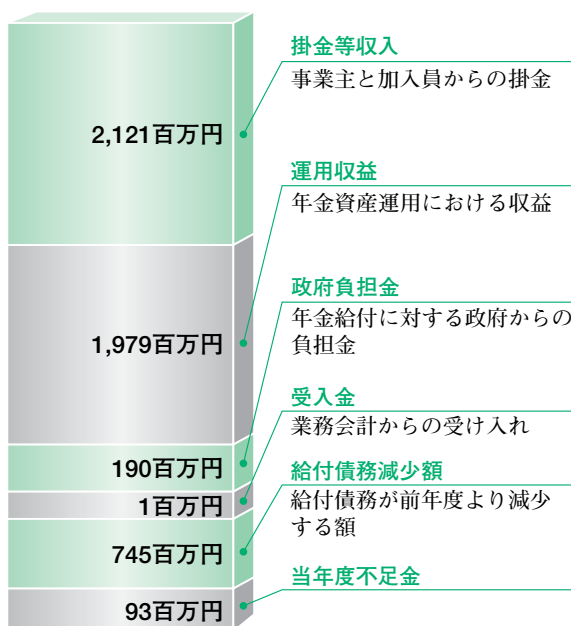
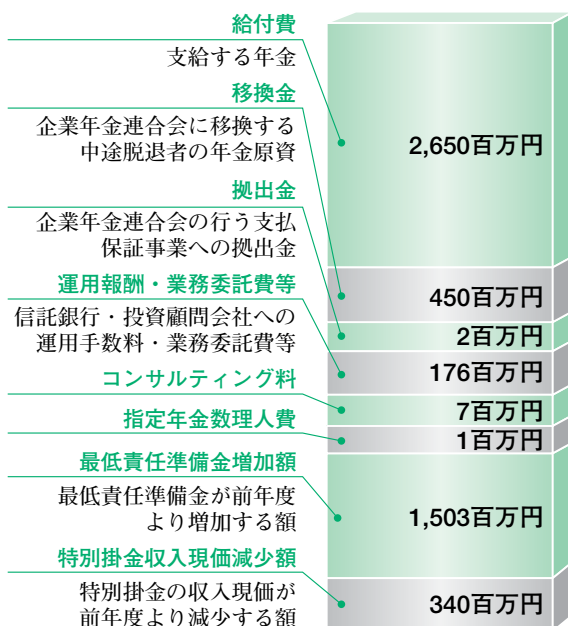
年金給付や年金資産の管理運用を行う経理です。

●平成19年度の収支状況（予定損益計算書）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

費用勘定 5,129百万円

収益勘定 5,129百万円



●資産と負債の状況（予定貸借対照表）

資産勘定 46,496百万円

年金資産	38,063百万円
信託資産	37,479百万円
預貯金等	584百万円
未償却過去勤務債務残高	8,340百万円
当年度不足金	93百万円

負債勘定 46,496百万円

給付債務	36,234百万円
数理債務	1,481百万円
最低責任準備金	34,753百万円
支払備金等	1,042百万円
別途積立金	9,220百万円



（平成20年3月31日現在）

業務経理・業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。
今年度も経費の縮減に努めます。

予定損益計算書（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

予定貸借対照表（平成20年3月31日現在）

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	67,212千円	掛金収入	88,381千円	預貯金	92,153千円	預り金	84千円
代議員会費	2,343千円			未収事務費掛金	8,808千円	引当金	31,744千円
機械処理経費	7,075千円			未収金	800千円	未払金	111千円
繰入金	228千円			有価証券	20,000千円	繰越剰余金	85,795千円
雑支出	8,196千円					当年度剰余金	4,027千円
当年度剰余金	4,027千円	延滞金・受取利息及び配当収入	700千円				
合計	89,081千円	合計	89,081千円	合計	121,761千円	合計	121,761千円

業務経理・福祉施設会計

種々の福祉事業を行う会計です。
業務会計同様、経費の縮減に努めます。

予定損益計算書（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

予定貸借対照表（平成20年3月31日現在）

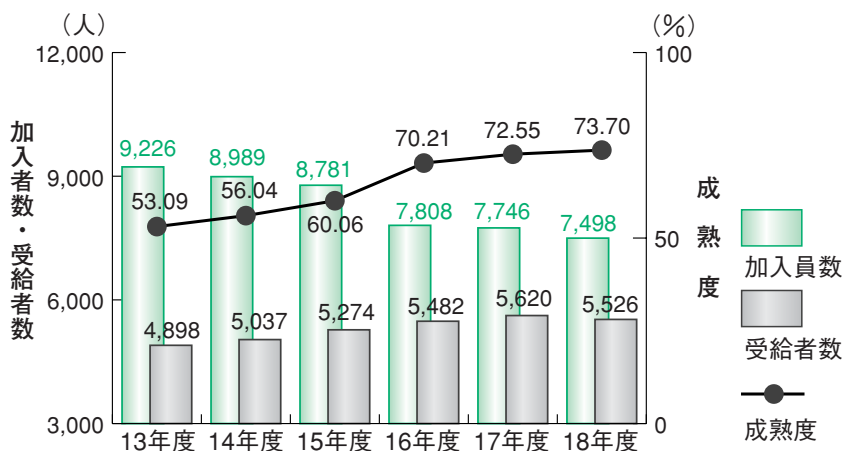
費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
事務費	7,586千円	受入金	1千円	預貯金	63,340千円	引当金	45,657千円
福祉給付金	2,700千円	受取利息及び配当収入	500千円	未収福祉施設掛金	56千円	基本金	800,570千円
雑支出	4,152千円			有価証券	472,785千円	繰越剰余金	181,680千円
		当年度不足金	13,937千円	固定資産	477,789千円		
				当年度不足金	13,937千円		
合計	14,438千円	合計	14,438千円	合計	1,027,907千円	合計	1,027,907千円

事業状況

平成19年3月末現在の事業状況

		対前年度・増減
事業所数	244事業所	△4事業所
加入員数	7,498人(男子 5,317人 女子 2,181人)	△248人
平均標準給与月額	310,456円(男子 344,408円 女子 227,685円)	816円
年金受給権者数	5,526人(男子 3,679人 女子 1,847人)	△94人
平均年金額	475,578円(男子 573,425円 女子 280,677円)	21,209円
慶弔金支給件数・額	85件 147万円	△2件 6万円

● 成熟度(受給者数/加入員数) 73.70%

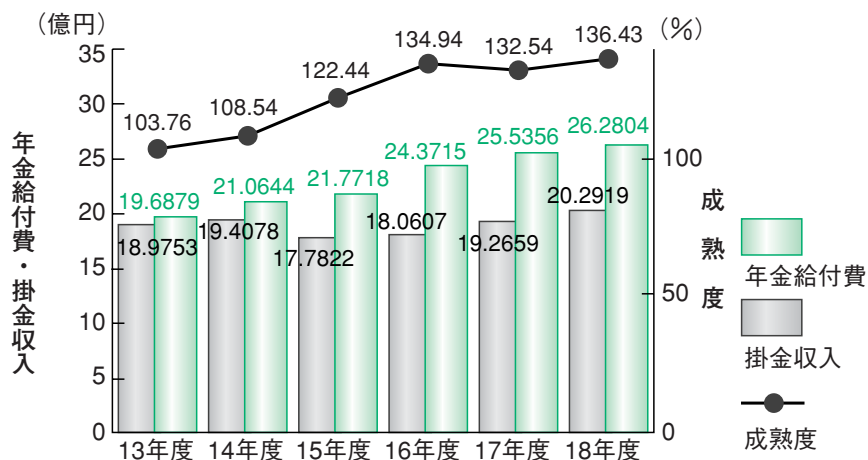


● 成熟度とは

年金制度の状況が、どの程度のレベルであることを示す概念です。通常は、毎年の掛金の収入額に対する給付総額の割合や、受給者数の加入員数に対する割合で表します。

※平成18年度の状況は加入員1.36人で受給者1人を支える状況です。

● 成熟度(年金給付費/掛金収入) 136.43%



(注) 平成18年度の掛金収入には、脱退事業所からの特別掛金は含んでいません。

※平成18年度の年金給付費は掛金収入の約130%に相当する状況です。

年 金 受 給 コ ー ナ ー

誕生月には「現況届」を忘れずに基金へ提出してください。

「現況届」は、年金を引き続き受けるために、毎年提出していただく大切な書類です。国の「現況届」は原則として提出が不要となりますが、基金への提出は引き続き必要となります。提出されなかった場合、年金の支払いが一時差し止めとなりますのでご注意ください。

- 現況届の用紙は、誕生月の前月末頃に送付いたします。
- 現況届の用紙に、受給者本人が記入し当基金へ提出してください。

※市区町村の証明は不要です。

※ご本人が署名できない場合は、親族の方の署名でも結構です。この場合は「代理人署名欄」にご記入ください。

住所や年金の受け取り場所の変更には「異動届」の提出が必要です

受給者の方が住所を変更したときや年金の受取金融機関を変更される場合は、「受給権者異動届」を提出してください。

- ※「受給権者異動届」の用紙が必要なときは、当基金までご連絡ください。
受け取り銀行等の変更の際は金融機関の証明印を受けてください。

失業給付（基本手当）を受給中は、基金の年金は全額停止となります。～雇用保険受給資格者証（写し）の提出～

男子は昭和13年4月2日、女子は昭和14年4月2日以後に生まれた方については、雇用保険の失業給付（基本手当）を受けている場合は、年金の支払いは全額停止となります。

国から厚生年金を受けている方についての雇用保険の情報は、公的機関からの提供を求めています。情報提供の時期などにより、年金の払い過ぎが発生したり、停止の解除の時期が遅れるなど、ご迷惑をおかけすることがあります。

ハローワーク（職業安定所）に求職の申し込みをされたときや、失業給付（基本手当）の受給が終了したときは、当基金へのご連絡をお願いいたします。ご連絡にあたりましては「雇用保険受給資格者証」の写し（全記録）をご提出くださいますようお願いいたします。

在職老齢年金を受けている方は、65歳になったら「改定届」を基金に提出してください。～60歳から64歳で基金の年金を受けている方～

当基金から65歳前に在職老齢年金を受けている方は、65歳になると年金額の改定を行います。65歳に達した月の翌月に該当者あて「改定事由該当届」の用紙を送付いたします。次の書類を添付のうえご提出ください。

- ①「年金証書」（基金が発行した年金証書）
- ②「国民年金・厚生年金保険年金証書」の写し
- ③「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」の写し（65歳に達した月の翌月頃に社会保険業務センターから送付されます）

● 年金受給者の手続き ●

年金を正しく受けるためには、決められた手続きを行うことが必要となります。これらの手続きを行わなかった場合、年金を受ける際に不利になることも考えられます。以下の手続き一覧を参考に、状況に応じて正しい手続きを行いましょう。

なお、手続きに必要な届出の用紙は、社会保険事務所や基金事務局に用意されています。

国の年金についての主な届出一覧

届出が必要なとき	届出の種類	主な添付書類	提出期限
氏名を変えたとき	年金受給権者氏名変更届	年金証書	10日以内
住所や年金の受取機関を変えるとき	年金受給権者住所・支払機関変更届	なし	10日以内
年金を受けていた人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届	年金証書・死亡を証する書類	10日以内
亡くなった人の未払いの年金等を受けるとき	未支給年金（保険給付）請求書	年金証書・戸籍謄本・死亡した人と生計を共にしていたことを証する書類	すみやかに
加給年金額の対象者が亡くなったとき	加算額・加給年金額対象者不該当届	なし	10日以内
年金証書をなくした、またはき損したとき	年金証書再交付申請書	年金証書（き損したとき）	そのとき
雇用保険等の給付が受けられるとき	老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届	雇用保険受給資格者証または高年齢雇用継続給付支給決定通知書	すみやかに

基金の年金についての主な届出一覧

届出が必要なとき	届出の種類	主な添付書類	提出期限
誕生月が来たとき	年金受給権者現況届	なし	誕生月の末日
氏名を変えたとき	年金受給権者異動届	年金証書・戸籍抄本	すみやかに
住所や年金の受取機関を変えるとき	年金受給権者異動届	なし	すみやかに
年金を受けていた人が亡くなったとき	年金受給権者死亡届	年金証書・死亡を証する書類	すみやかに
亡くなった人の未払いの年金等を受けるとき	未支給の給付金請求書	年金証書・戸籍謄本（抄本）・住民票	すみやかに
年金証書をなくした、またはき損したとき	年金証書再交付申請書	年金証書（き損したとき）	そのとき

国の現況届の提出が不要になりました

これまで義務づけられていた国の「年金受給権者現況届」は、原則として提出の必要がなくなりました。ただし、基金への「年金受給権者現況届」は引き続き提出が必要となりますのでご注意ください。

年金に関する相談は **ねんきんダイヤルへ TEL 0570-07-1165**

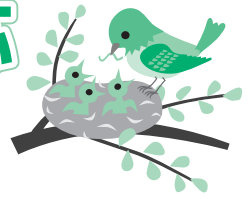
受付時間：AM8:30～PM5:15（土・日・祝、12月29日～1月3日を除く）

※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

※7月17日より番号が「0570-05-1165」に変更されます。

平成19年4月実施

国の年金制度改正と基金の対応



平成16年の年金法改正に基づき、平成19年4月から国の年金制度の改正事項が実施されます。国の老齢厚生年金の一部を代行する厚生年金基金でも、これらの改正事項に対応し、一部規約を変更しました。

離婚時における厚生年金の分割制度

平成19年4月1日以降に成立した離婚等を対象に、婚姻期間中における厚生年金被保険者期間の保険料納付記録*を分割することができます。平成19年4月1日以降の離婚等であれば、平成19年4月1日以前の婚姻期間等も分割の対象期間に含まれます。分割の請求は、離婚等成立後2年以内に最寄りの社会保険事務所で行います。

分割は報酬総額の多い人（第1号改定者）から少ない人（第2号改定者）へ行うことができ、分割割合は1/2が上限となります。分割を行うには離婚当事者同士の合意が必要です。合意が得られない場合、当事者どちらか一方の求めにより家庭裁判所で決めることもできます。

分割の成立後は、分割後の保険料納付記録に応じて、本人の支給開始年齢から年金を受けることになります。ただし、年金を受けるためには、自分自身の受給資格期間を満たす必要があります。また、元配偶者が亡くなくても年金額には影響しません。

*保険料納付記録…標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）の総額のこと。将来受ける厚生年金の額を計算する際の基礎になります。

分割に関する情報提供：離婚等の当事者の双方またはどちらか一方が社会保険事務所へ請求することで、当事者それぞれの保険料納付記録等の情報提供を受けられます。

基金の対応

- 当基金においても、国と同様に離婚時の年金分割制度を導入します。
- 国の厚生年金の分割により国の厚生年金が減額された場合は、基金からの年金も同様に減額となります。
- 離婚時の年金分割の請求は社会保険事務所で行います。当基金での手続きは必要ありません。
- 離婚分割の第1号改定者が当基金の加入員または年金（待期者）受給権者の場合は、社会保険庁か

ら基金あてに改定割合の通知が届きます。当基金では、厚生年金の代行部分をその割合に応じて減額改定します。また、同時に当事者（第1号改定者）へ減額改定する旨の通知をしたうえで、減額分の年金原資（現価相当額）を社会保険庁に移換します。これによって、第2号改定者（分割を受ける方）が、国から厚生年金として受給します。

- 基金のプラスアルファ部分は離婚分割の対象にはなりません。

70歳以上の在職者にも「在職老齢年金」が適用

70歳以上の在職者についても、60歳台後半の在職老齢年金と同じしくみにより年金額が調整されます。具体的には加給年金額を除く老齢厚生年金月額（基本月額）と、標準報酬月額とその月以前1年間の標準

賞与額の1/12の合計額（総報酬月額相当額）の合計が48万円を超えた場合、超えた額の1/2が基本月額から支給停止されます。ただし、70歳以上の在職者は厚生年金保険の被保険者とならないため、厚生年金保険料の負担はありません。

基金の対応

- 当基金においても、国と同様に70歳以上の人の在職支給停止制度を導入します。当基金の支給停止対象となる人は、70歳以上で当基金の加入事業所に勤務されている人です。

*平成14年4月以前に当基金の年金の受給権を取得されている人（原則として、昭和17年4月1日以前生まれ）は、支給

停止の対象とはなりません。

- 70歳以上の人の在職支給停止は、代行部分のみで、プラスアルファ部分は停止しません。
- 支給対象者については、社会保険庁からの情報に基づき、自動的に基金の年金の支給が行われます。

老齢厚生年金を66歳以降に繰下げ

一律65歳支給の老齢厚生年金を実際の退職後年齢から受けられるよう繰り下げることができます。66歳以降に社会保険事務所へ申し出ることによって、本来の年金額に一定の繰下げ加算額を加えた額が支給されます。平成19年4月以降に65歳になり老齢厚生

年金の受給権を得た人が対象です。ただし65歳になったとき、または65歳から66歳になるまでの間に他の年金給付（老齢基礎年金等を除く）の受給権を得た人は繰下げできません。

基金の対応

- 当基金においても、国と同様に年金の支給繰下げ制度を導入します。国の老齢厚生年金を繰り下げの場合は、同様に基金の年金の支給繰下げを行う必要があります。
- 基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げ開始から終了までの間は、年金の支給は停止されます。
- 基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げによる増額分（代行部分及びプラスアルファ部分）が基金の年金に加算されます。加算額は、国と同様に政令で定められた乗率（1月当たり0.7%、繰上げ期間上限60月）により算出します。
- 国の老齢厚生年金の繰下げを開始（原則65歳時点）する時点及び国の老齢厚生年金の繰下げを終了する時点で、基金あてに届出する必要があります。
- ※ 国の老齢厚生年金の繰下げを開始する時点で、基金あてに届出がない場合、本来基金の年金給付を停止すべきところ、基金の年金給付を継続支給することとなり「過剰払い」が発生し、後日判明した場合、当該過剰払い額を基金へ返納しなくてはならなくなるので、注意が必要です。
- 基金の繰下げは、老齢厚生年金を繰下げした場合に行われるもので、老齢基礎年金だけの繰下げの場合、繰下げできません。

年金受給権者の年金支給停止の申し出

年金の受給権を得ても、自らの意思で年金を受けないという選択ができます。社会保険事務所へ申し出ることによって年金額の全額を支給停止できますが、一部のみを支給停止することはできません。

在職老齢年金により一部支給停止されている場

合は、支給中の年金額について停止を選択できます。

また、支給停止した年金の支給はいつでも再開することができますが、過去に支給停止した年金をさかのぼって受けることはできません。

基金の対応

- 当基金においても、国と同様に受給者の申し出による年金支給停止制度を導入します。国の老齢厚生年金を支給停止の申し出をした人は、基金の年金（代行部分・プラスアルファ部分）の支給停止を申し出ることができます。
- 当基金の年金を支給停止する時点及び解除する時点で、基金あてに届け出る必要があります。
- 国同様、支給停止の申し出による増額はありません。

◆ ガラス基金ホームページ ◆

東日本硝子業厚生年金基金では、ホームページを開設してインターネット上で各種の情報をご提供しております。ホームページの開設内容は以下のとおりです。皆さん、是非ご利用ください。

アクセスは <http://www.glskkn.com/>

開設内容

- 基金の概要
- 規約と規程
- 予算と決算
- 給付のしくみ
- 年金のご相談 (24時間)
- 基金の現況
- 広報誌関係
- 各種届出様式
- 掛金額表etc

ガラス基金のホームページへようこそ!

東日本硝子業厚生年金基金

East of Japan Glass Industrial Employee's Pension Fund

基金制度概要

当基金の概要

規約と規程

予算と決算

給付のしくみ

資産運用

基金用語解説

年金のご相談

アクセス・マップ

サイトマップ

リンク集

お問い合わせ

更新履歴

最新情報・ニュース・お知らせ

2007.04.16 ■任期満了に伴う代議員・役員選挙について
平成19年5月31日任期満了による代議員・理事などの選挙を実施いたします。選挙の日程や選挙の公示等につきましては、次を参照ください。
第17回選挙会

2007.04.13 ■平成19年4月法改正に伴う基金規約の変更について
平成19年4月の厚生年金保険法の改正に伴い、当基金における対応について、2月19日開催の代議員会において慎重に審議され、3月27日厚生労働大臣あて認可申請を行いました。次の事項について規約変更を行いました。
1. 離職時の年金分割制度
2. 年金の支給繰下げ制度の導入
3. 70歳以上の方の在職支給停止制度の導入
4. 受給者の申し出による年金支給停止制度の導入
基金規約の変更通知 **新旧規約対照表**
■厚生年金基金の掛金の変更について

基金の現況

- ・事業所数：245社
- ・加入員数：7,586人
- ・受給者数：5,512人
- ・運用利回り：6.50% (平成19年2月末現在)

広報誌関係

- ▶ 基金情報
- ▶ 基金だより
- ▶ 受給者だより

各種届出様式

掛金額表

個人情報保護について

再加入者の皆様へ

▶ ポータビリティ関係

東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6 ガラス会館3階
TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

Get Adobe Reader 各種レポートをPDFファイルでご提供しています。PDFファイルの閲覧には、「Adobe Reader」が必要です。左の「Get Adobe Reader」のボタンから、無料でダウンロードできます。

Copyright (C) East of Japan Glass Industrial Employee's Pension Fund, All Rights Reserved.

最終更新 2007.04.16

「年金はいくらもらえるの?」「在職老齢年金ってどういうもの?」「基金や国の年金制度はどんなもの?」など、年金のことならなんでもご相談ください。

年金相談コーナー

来所、電話、ファクシミリ、手紙、

当基金ホームページ等によりご利用ください。

TEL 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

E-mail info@glskkn.com

